

京都府立向日が丘支援学校スクールバス運行業務仕様書

1 本業務の目的

本校児童生徒の通学の便宜を図るため、府所有及び本校が賃貸借するスクールバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和6年8月1日～令和9年7月31日

3 運行内容

(1) 使用車両

別紙1のとおり

(2) 運行予定経路・運行予定時間

ア 通常コース

月・火・木・金曜日に運行する。経路、時間等については別紙2のとおり。

全学部（小学部・中学部・高等部）同一時刻(主として午後3時15分、一部午後1時40分又は午前11時40分)に下校

イ 時差下校コース

水曜日に運行する。登校時は通常コースの経路を運行し、下校時は時差下校コースを運行する。経路、時間等については別紙3のとおり。

小学部・中学部については、午後1時40分に下校

高等部については、午後3時15分に下校。ただし、月2回程度午後1時40分に下校することもある。

その場合は通常コースで運行する。

ウ 運行経路及び時間については、学校行事計画の変更、児童生徒の異動等により年度途中に変更することがある。

(3) 運行予定日数

令和6年8月1日から令和9年7月31日までの間で、原則として土・日曜日、祝日、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日を除いた日とする。

令和6年度第2・3学期運行予定日数

通常コース	119日	
時差下校コース	10日	合計129日

令和7年度運行予定日数

通常コース	172日	
時差下校コース	26日	合計198日

令和8年度運行予定日数

通常コース	171日	
時差下校コース	24日	合計195日

令和9年度第1学期運行予定日数

通常コース	65日	
時差下校コース	4日	合計69日

なお、運行予定日数は変更することがあるが、原則として、この変更の伴う変更契約は締結しないものと

する。

- (4) 本校通学区域内にある他校との交流教育や校外学習等を実施する場合、現地まで児童生徒等を輸送するためにスクールバスを運行する（年間90回）。
- (5) 本校通学区域外での校外学習等を実施する場合、現地まで児童生徒等を輸送するために、スクールバスを運行する（年間45回）。
- (6) その他必要な場合にスクールバスの有償運行については別途協議する。

4 業務内容

- (1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってスクールバスを運行させること。なお、運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員を委託者が配置するので、運行の際は連携協力すること。
- (2) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。
- (3) 受託者は、運行責任者を選任し、委託者にその氏名を届け出る。運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し法定点検記録簿を備えること。
- (5) 運行中に発生した事故等については、直ちに受託者に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (6) 運行中の車両に事故又は故障等が発生した場合は、1時間以内に現地に代替車両を配備する等の適切な対応を実施すること。
- (7) 運行に当たっては、受託者と事前に綿密な打合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (8) 受託者は、運行前に運転者の健康管理状況を確認すること。

5 運転者の要件

- (1) 大型自動車免許又は大型自動車第二種免許を有する者
- (2) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る）又は特別支援学校のスクールバスの運転経験を1年以上有する者
- (3) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (4) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性（適例診断）などの結果が良好である者
- (5) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者
- (6) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、受託者が実施する研修等に参加できる者

6 委託契約に含まれる経費等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品（バス内で児童生徒が使用する消耗品を除く）
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する軽微な不調、故障等に要する経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。
 - エ チューブ、チェーンの保守点検、修理及び新規購入費
 - オ 事故、故障等による代替車両に係る経費

(2) 車両の法定点検に係る経費

ア 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費

イ 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。

(3) 事故に係る経費

ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

イ 運行中に生じた事故（自損事故を含む。）に伴う車両の原状回復に要する経費

ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費

エ 事故防止対策に係る経費

7 委託者が負担する経費

(1) 車検に係る経費

ア 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び車両登録印紙代

イ 車検に係る整備代

(2) 児童生徒の介助に係る一切の経費

(3) 有料道路通行料

(4) 通信機器に係る一切の経費

(5) 車体の改造、塗り替えに係る経費

(6) 通行禁止道路の通行許可申請事務及び申請事務に係る経費

8 臨時休校日の経費について

(1) 臨時休校が前日の午後5時までに決定している場合は、当該休校日は委託料の支払い対象とならない。

(2) 臨時休校が前日の午後5時以降に決定した場合は、委託料の1日単価の半額を受託者は請求できるものとする。

9 その他

(1) スクールバスの保管場所は、京都府立向日が丘支援学校（長岡京市今里南平尾8-1）とする。

(2) スクールバスの給油は、校内では行わないこと。

(3) 運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により委託期間中に変更することがある。ただし、次の場合を除き委託料の変更は行わないものとする。

(4) 次の場合には、委託料の変更を行うことができるものとする。

ア その変更に伴い当初契約書別紙1に記載された全6コースの1日当たり総走行距離の10%以上の延伸または短縮が生じる場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。また、契約期間2年目以降に同様の状況が生じた際に比較する距離は、当初契約書に記載された総走行距離とする。

イ コース数に変更が生じる場合

(5) 令和6年度は夏期休業中、令和7年度以降は年度当初に十分な試運行を実施し、これに係る経費は受託者負担とする。

(6) 受託者は委託者に運転手名簿を提出する。